

特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編・平成28年度）（案）に対する意見の募集（パブリックコメント）の実施結果について

1. 意見募集方法の概要

(1) 意見募集の周知方法

記者発表、関係資料を環境省ホームページに掲載

(2) 意見提出期間

平成28年12月26日（月）～平成29年1月25日（水）

(3) 意見提出方法

郵送、FAX、電子メール

(4) 意見提出先

環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室

2. 意見募集の実施結果

意見の提出者数： 11

意見数： 158

とりまとめた意見数： 106

3. 意見の概要とそれに対する考え方

別表のとおり

別表. 特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編・平成28年度）の改訂案に対する意見概要とそれに対する考え方

意見No.	頁	行	意見	回答
1	全体		クマと人間が共存するためのゾーニング案は良いと思うが、コア生息地がクマの好適な生息地であるよう、環境整備が重要である。生息数や捕獲だけではなく、生息地の復元や被害防止対策をメインに考えるべきである。	ご指摘いただいたゾーニングに応じた生息環境管理、被害防除・出没抑制対策については、クマ類を含めた鳥獣対策全般において重要な視点あることをガイドラインに記載をしております（44ページ）。
2	全体		ツキノワグマもヒグマも絶滅してしまうのではないかと懸念します。クマ類は絶滅のおそれのある地域個体群（LP）である県において、クマの捕獲禁止を継続しながらも、一方ではクマを有害鳥獣捕獲として捕殺するという二重構造となっている。生物多様性というなら、尊いのちの繋がりを育む政策に転換してほしい。	保護管理ユニットの個体数水準に応じた適切な鳥獣保護管理に努めてまいります。
3	全体		野生鳥獣は、豊かな自然環境の中で、多種多様な無数の生物たちと網の目のように繋がりがあって、絶妙なバランスの上に生存している。生態系全体でデザインすることが大切であり、特定の鳥獣だけを取り出して問題を解決していくことは不可能であることから「特定」という言葉を削除すべきだ。	専門家や地域の幅広い関係者の合意を図りながら、種に着目して科学的で計画的な鳥獣の保護又は管理に係る中長期的な目標や対策を設定するものを「特定計画」としているものです。ご指摘は今後の施策の参考とさせていただきます。
4	全体		「管理」という言葉は、銃や罠でいきものを殺して、野生鳥獣の生息数を人間の都合がよいようにコントロールすることをさす。人間が野生鳥獣の生息数をコントロールすることなど不可能であるため、「管理」という言葉を外し、クマとの共生という文言にすべき。表題も「クマとの共存計画」と変えるべきだ。	鳥獣保護管理法第2条第3項において鳥獣の「管理」とは、「生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、その生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させることをいう。」と定義されています。
5	全体		ここで記載された内容は従前よりクマ保護の観点が見込まれている。但し、目標達成のための手段をどのように都道府県に利用させるか、その方策を考える必要がある。	環境省では、全国的な見地から都道府県における第一種特定鳥獣保護計画、第二種特定鳥獣管理計画の作成及び実施に対する技術的な助言として、本ガイドラインを作成し、手段の項目も含め都道府県に情報提供を行っているところで
6	全体		国民は、クマの絶滅を望んでいません。1000年先にもクマも生息する豊かな自然が残る日本をデザインして参りましょう。	クマについても、保護管理ユニットの個体数水準に応じた適切な鳥獣保護管理を進めてまいります。
7	1	10	東京都は生息地であるにも関わらず、保護管理計画も対応マニュアルも作成していない。作成すべく環境省は指導すべきである。	特定計画は、生息地であることで策定を必須とはしておりません。人と対象鳥獣との様々な軋轢を軽減、解消し、長期的な観点から鳥獣の保護・管理を図るために、特に必要がある場合に策定するものとしており、各都道府県に対し、特定計画の策定を推奨しています。
8	1, 17	10, 18-25	恒常的ではないが一時的にクマが生息する地域においてもクマを保護する義務があること、錯誤捕獲等の際には放獣義務があることを本文中に明記する必要がある。	錯誤捕獲が発生した際はどの都道府県であっても放獣する必要があります。錯誤捕獲の対応については31ページ26行目を「…併せて、錯誤捕獲が発生した場合の放獣体制の整備が必要となる。」と修文します。また、注釈として「個体の捕獲または殺傷に際しては、鳥獣保護管理法第9条第1項の許可を得なければならないことに留意すること。」と追記します。
9	2	14	「分布の拡大」ではなく、流動的な移動であると考えられるため、「分布の流動的な拡大、移動が推定させる」に変更が必要である。	日本クマネットワーク（2014）の調査において、大量出没年に限らず平常年においても分布の拡大が認められたため、原案のままとします。
10	2	14	分布が拡大したのではなく、人間の生活圏周辺に分布域を移動させ、奥山ではクマの生息数が減少しているドーナツ化現象の可能性があるので、「分布の拡大または移動が考えられる」に修正すべきである。	2003年以降、全国的な分布調査が実施されていないため、奥山の生息状況は不明である。分布の最前線が拡大したことは日本クマネットワーク（2014）で明らかとなっているため、2ページ13行目を「…、全国的に分布の【前線が前進したことが】認められた。」と修文します。ドーナツ化現象が懸念されるため、ゾーニング管理の項の中で、コア生息地においてクマ類の地域個体群を保全する必要があることを示しています。

意見No.	頁	行	意見	回答
11	2, 11, 13	19, 7, 6	四国のツキノワグマは、近年では10数頭しか確認されておらず、近未来、絶滅の危険性が極めて高い。環境省の具体的指導で絶滅回避に即刻着手すべき。	ツキノワグマ四国地域個体群の保全を目的とし、平成29年1月に関係機関と「ツキノワグマ四国地域個体群の保全に係る広域協議会」を設置し、広域指針の検討に着手しています。
12	4	1	捕獲について、捕殺か非捕殺が分かるように記載すべきである。	捕殺、非捕殺を含めた捕獲数を示しているため、捕獲動向としています。図I-2、図I-3のタイトルに「(捕殺数及び非捕殺数の合計値)」を追記します。
13	4	2	クマ類が狩猟鳥獣になっていることにより手負いのクマを発生させ、人身事故の原因となっていることから、狩猟鳥獣としての見直しを行うべき。	狩猟と人身事故に係る十分な情報がないことから、今後とも狩猟事故等の情報収集に努めます。
14	4	2-7	クマの穴猟は狩猟の中でも最も卑劣な行為である。穴猟を禁止すべく、環境省は都道府県を指導すべきである。立法措置も検討する必要がある。	ご意見は今後の参考とさせていただきます。
15	4	6	「狩猟の禁止等の措置を講じている」について、東中国個体群に狩猟禁止の措置を講ずべき、九州は絶滅したため狩猟禁止措置県から外すべき。	平成29年9月を目途に狩猟鳥獣の見直しを行っています。九州地方のツキノワグマは平成24年8月の環境省レッドリストの改訂により野生絶滅とされたことから捕獲禁止の規定を削除する予定です。東中国個体群については、個体数水準に沿った対応が行われることとなります。
16	4	10	「加えて2004年に、本州では秋の山の実りが消えるというこれまでありえなかった異常事態が広い地域で発生し、2006年、2010年とこれまで3回の同様の記録があり、そのたびにツキノワグマの大量出沒が発生した。」と記述すべき。	地域により異なるが、2004、2006、2010、2012、2014年に大量出沒が発生し、数年に一度の頻度であると言えることから原案のままとします。また、山の実りが全くなかったという全国的な記録はなく、大量出沒との因果関係も明白ではないため、原案のままの表現とします。
17	7	9	クマこそが森を健全に保全してくれる要となる。小動物、微生物に至るまでの連鎖を育み、それらの力を借りて森を活性化させる。一見森林被害を及ぼしているかに見えるあらゆる行動は、結果として森の健全化、良循環に最大の貢献を成している。	ご意見として承ります。
18	7	9	森林被害ではなく、林業被害と記載すべきである。	7ページ、「クマ類による【林業被害】は…」、8ページ図I-8「クマ類による【林業】被害面積の推移」と修正します。
19	7	9	林業被害において、シカの角研ぎ跡とクマ剥ぎとの明確な区別はできているのか。	農林水産省の収集しているデータを使っており、その調査方法に依存します。
20	10	7	植え過ぎた人工林や、クマ類を取り巻く自然環境の変化・人間の社会状況の変化があって、クマ類の生息動向の変化が生じている。よってこの部分は、それぞれの中身も具体的に入れて、「植え過ぎた人工林や、近年のナラ枯れ、ブナのシイナ率の高まり、下層植生の消滅などクマ類を取り巻く自然環境の変化、過疎化・高齢化による地元の被害防除力の低下など人間の社会状況の変化に伴い、クマ類の生息動向の変化がみられるようになり」と、原因と結果が国民にわかるように書き直すべきである。	10ページ、「近年の【クマ類を取り巻く自然環境の変化、人間の社会状況の変化、それらに伴うクマ類の生息動向の変化がみられる中で】、クマ類の保護・管理…」と修正します。具体的な内容については、10ページのこれ以降の内容に課題が示されています。
21	10	13	「全国的に多くの野生動物の生息域が拡大」とあるが、山奥から動物が消え人里周辺に降りてきているという場所も多くあるので、一概には言えない。	2014年に実施されたニホンジカ、イノシシの分布調査では、1978年と比較してニホンジカは約2.5倍、イノシシは約1.7倍に分布域が拡大していたことが明らかとなっています(株式会社野生動物保護管理事務所, 2015)。
22	10, 14	16-18, 1-16	ゾーニング管理について「順応的管理」の定義を明確にすること。一部の生態学者の間では「順応的管理」とは生息数を「階層ベイズ法」と称する手法等を用いて推定し、推定値が増えると捕殺を増やすという「feedback管理」の意味に解釈していることから、これとは異なるものであることを記すべきである。	13ページ24行目、「PDCAサイクルに基づく順応的管理」の必要性を示し、注釈でPDCAサイクルの解説を記載しています。
23	10	17	本来クマが生息する地域は人工林により棲める場所がなくなり、人里へ下りてきていることを明記し、放置人工林の環境を改善していくべきである。	33ページからのゾーニング管理の推進の項で、コア生息地においてクマ類の地域個体群を保全する必要があること(生息環境管理、生物多様性保全等の必要性)を示しています。
24	10	17	ゾーニング計画を特定計画に取り入れている都道府県の実名を示してほしい。	次期特定計画が策定された時点で、状況の整理を行いたい。

意見No.	頁	行	意見	回答
25	10	17	ゾーニングが単純すぎないか。本来クマが生息する地域が人工林ばかりでクマが棲める場所がなく人里におりてきているということを明記すべき。放置人工林をクマが棲める環境へ戻していくべき。	ゾーニング管理の推進の項で、コア生息地においてクマ類の地域個体群を保全する必要があること（生息環境管理、生物多様性保全等の必要性）を記載しています。
26	10, 25	26-27, 7-12	捕獲上限数を経年的に超過している地域については、何か対策をとるべきである。	特定計画の計画期間は3から5年としており、特定計画の改定時に行う個体群のモニタリングの結果を元に評価を行い、順応的な対応を行うこととしています。
27	10, 31	31-32, 19-24	ニホンジカの増加とクマ類の生息数との関係は調査すべきである。	ご意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
28	10	31	「戦後の拡大造林政策によってもたらされたニホンジカによる自然植生の衰退は…」と修正すべきである。	ニホンジカの過採食がクマ類へ与える影響について課題として挙げている部分であることから、ニホンジカが増加した原因まで言及していません。
29	10-11, 31	33-4, 25-27	錯誤捕獲については、防止に努め、万が一発生した場合は速やかに放獣する必要があることを周知すべきである。	31ページを「捕獲と並行して錯誤捕獲を防止するための【手法の検討（わなの設置地点の選定や設置方法、誘引餌の種類等）及び】普及啓発が【重要です。】」と修文し、錯誤捕獲の対応について示した「クマ類の保護管理に関するレポート（平成26年度版）」を参照のこととします。また、錯誤捕獲に係る記述の注釈として「個体の捕獲または殺傷に際しては、鳥獣保護管理法第9条第1項の許可を得なければならないことに留意すること。」を追記します。
30	10-11, 31	33-4, 25-27	錯誤捕獲の現状把握がなされていないため、情報を収集する体制を整備すべきである。	平成28年10月に策定した基本指針において、国及び都道府県は、錯誤捕獲の現状を科学的に把握と対策に関する記述を行っており、今後も情報収集に努め、対応を進めてまいります。
31	10	36	イノシシ等の箱わなに米ぬかを使うことで錯誤捕獲が増加している。	基本指針において、錯誤捕獲を防止するため、餌付け方法やわなの形状に工夫するよう、ツキノワグマの生息地における錯誤捕獲の防止や、放獣体制の整備について記載を行っており、今後も錯誤捕獲防止の対応を求めてまいります。
32	10	36-37	「錯誤捕獲の増加が懸念」→「錯誤捕獲が増大し」と修正すべきである。	10ページを「…錯誤捕獲【が増加していることから】、…」と修文します。
33	10	37	危機感なく漫然とした施策のためクマが罠にかかる。一頭一頭はモノではない。神から授けられた命だ。あまりにも粗雑に命を扱っていることに鈍感である。	ご意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
34	11	1	有害捕獲の際に山林に放置されたニホンジカの死体にクマが餌付くことも問題である。	捕獲個体の放置については、捕獲物の処置について、法令上適切に行われるよう指導に努めます。
35	11	6	分布が縮小している地域を銘記すべきである。	2ページに四国山地のツキノワグマは絶滅の危険があることを記載しています。
36	11	8-12	第一種と第二種と二者択一的な選択はできない。	同一都道府県内に個体数水準の低い保護管理ユニット、高い保護管理ユニットがある場合の考え方について、22ページに示し、整理を行っています。
37	13	9	人間に野生動物の姿の真髄に迫ることなどできない。そこを核心に据えておかなければ、とんでもない方向に舵を取ってしまう。狩猟鳥獣見直し検討会の傍聴（1月20日）でもそれを再確認した。	ご意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
38	13	9	「生息数が回復・増加」とあるが、生息数は都道府県により調査方法が異なり、方法も確立されていないことから、生息数が増加したかは不明である。また、奥山の生息環境が悪化し人間活動域周辺に出てきているため増えたように見える可能性がある。	全国的な評価ではなく、各県が行った生息数調査等の結果とそれを基にした各県の特定計画に対する評価を述べている部分であるため、原案のままとします。
39	13	13	「無計画な捕獲を行うことは、地域個体群の著しい衰退につながる恐れがある」としているが、現状として実効性がない計画が存在するため、改善策を検討する必要がある。	特定計画の計画期間は3から5年としており、改定ごとに見直しを行うこととしています。
40	13, 24	15-16, 2-4	（地域個体群について、計画策定の目的地域個体群について）「地域個体群の将来にわたっての存続と人間との軋轢の軽減を両立すること」を目標とすること、その手段として「個体群管理、生息環境管理、被害防除対策等」を掲げたことは全く正しい。	ご意見として承ります。
41	13	18-30	棲み分け（ゾーニング）をすることはとても大切なことだが、それ以前に「クマ類を保護する地域」にクマが生息できる環境要素が十分に確保されているかという前提条件をクリアしていないといけない。	ガイドラインの全体を通して、コア生息地に健全にクマ類の個体群が保全されていることが前提となっていることを示しています。また、ゾーニングに応じた生息環境管理について、クマ類を含めた鳥獣対策全般において重要な視点あることを44ページに記載をしております。

意見No.	頁	行	意見	回答
42	13	27	棲み分け（ゾーニング管理）が重要であり、クマ対応は、これに尽きる。今回のガイドラインが絵に描いた餅にならないように、環境省は都道府県に、都道府県は市町村に、ゾーニング地図を作成して提出するよう義務付けるべきである。またこのゾーニング地図は、広く人々にも広報して周知徹底させなければならない。クマに対しては、都道府県や民間の支援を得て、電気柵や、草刈、犬などによる追い払いでゾーニングを認知させる必要がある。他生物の生命も尊重すべき、はじめに捕殺ありきはおかしい	12ページに示したとおり、ゾーニング管理を推奨するためガイドラインを改訂しているところであり、今後もゾーニング管理の普及・周知に努めます。
43	15	図Ⅱ-1	個々の市町村で取り組むのではなく、隣接市町村が連携して取り組むべきである。学校教育での普及啓発も重要である。	ゾーニング管理等地域横断的な管理を行うことを示しています。普及啓発についてⅢ.10（その他保護・管理のために必要な事項）に追記します。
44	15, 16	図Ⅱ-1, Ⅱ-2	国の役割に、自治体が作成した保護管理計画への助言や、計画を遵守できているか監査する役割も持つべきである。PDCAのCheck（評価・検証）やAct（見直し）に、国（環境省）も入るべきである。	特定計画策定に係る技術的助言及び人材育成等の支援を国で行なっています。図Ⅱ-1、Ⅱ-2に国の役割について追記します。
45	16	図Ⅱ-2	合意形成が十分にできていない。	ご意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
46	16	図Ⅱ-2	農林・河川・土木と是非連携してほしい。	ご意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
47	18	1	個体数水準をもとにした個体群管理について、個体数推定はまだ精度が低く基準とならない。まずは集落周辺の目撃数・出没件数を収集することが重要である。	「Ⅲ. 6. 現状の整理」（29ページ）の中で、出没情報（目撃、痕跡）、器物破壊等について収集・整理すべき項目として追加します。
48	18	20-23	安定的な個体群においても成獣の数を指標とすべきである。	捕獲個体の成獣の比率や個体群の動向をモニタリングすることも並行して実施することを推奨しているため、全体の個体数を指標とし保護・管理の目標を設定することは構わないと考えるため、原案のままとします。
49	18, 19, 21	20-23, 17-21, 1	成獣の個体数と幼獣を含んだ総個体数の取り扱いについては、都道府県に周知を徹底すべきである。	本ガイドラインにて周知を図ります。Ⅲ. 2. (2)2の記述に捕獲上限割合、Ⅱ. 2. (2)の記載事項と合わせて整理して修文します。25ページ総捕獲数の管理を「個体数水準に応じ【た捕獲上限割合から】総捕獲数の上限を設定することで、地域個体群の保全を担保する。【個体数水準が低い個体群については、成獣を指標とするため、特に捕獲個体の年齢の情報を含めて収集する必要がある。】」と修文します。
50	18-21		個体数水準において、幼獣を考慮した数値をガイドラインに示すべきでない。ガイドライン（2010）に示されている800頭の基準を、一地域の成獣率を用いて幼獣を含む個体数として算出し1300頭と表記することは避けるべきである。	個体数水準の基準はガイドライン（2010）のまま、成獣の個体数を示すこととします。ただし、安定的な個体群については、地域個体群の年齢構成等のモニタリングを実施した上で全体の個体数を指標として構わないことを記載します。
51	18-21		都道府県をまたがる保護管理ユニットを設定するのであれば、環境省が個体数を推定すべきである。	保護管理ユニットは、地域個体群の分布及び保護管理を実施する上での実効性に応じて設定を行っており、必要において見直しを図ります。推定生息数は、各都道府県による調査結果等を参考に示しています。新たな情報収集に努めていきます。
52	18-21		近畿北部と東中国個体群の個体数水準は「4」ではないか。	平成27年度に「改訂のポイント」とともに示した「参考：保護管理ユニット・監視区域」の評価を参考に設定しています。個体数水準の評価方法については表Ⅱ-2の通りです。各都道府県で特定計画を策定検討する際に、この評価方法を参考に各都道府県で評価し設定いただければと思います。
53	19	10-16	各行政ごとに算出方法が異なる推定生息数を、一概に集計・比較することはできないだろう。ここで示されているツキノワグマ・ヒグマの自然増加率は過大評価されている可能性がある。	今回示した自然増加率は、全国の捕獲データを用いて算出したもので各行政ごとに算出したものを集計したものではありません（平成22年度に実施された自然環境保全基礎調査より引用）。ただ、捕獲数のみを基にしており、算出された自然増加率は幅が広いことから、中央値と共に90%信用区間を示しています。捕獲上限割合は個体数や捕獲数の変動をモニタリングし、個体数が減少に転じた場合には捕獲上限割合を下げることで、注意を促すこととしています。
54	19	10-16	この自然増加率はシカの値よりも高く、過大推定であり、ここから捕獲上限割合を設定することは過剰捕獲につながる。また、当該調査で求めているのは幼獣を含んだ総個体数であり、成獣数ではない。成獣の生息数の伸び率から捕獲上限を求めなければならない。	算出された自然増加率は幅が広いことから、中央値と共に90%信用区間を示しています。過大評価であることを考慮し、自然増加率の中央値よりも捕獲上限割合は低くなるよう提案しています。捕獲上限割合は個体数や捕獲数の変動をモニタリングし、個体数が減少に転じた場合には捕獲上限割合を下げることで、注意を促すこととしています。個体群全体の増加分（自然増加率）をもとに捕獲上限割合を求めることは間違いではないことから原案のままとします。

意見No.	頁	行	意見	回答
55	19	11	自然増加率ではなく自然増減率とすべきである。	自然増加率が1を下回った場合は、減少していることを示すため、原案のままとします。
56	19, 21	17-21、1	第2種保護管理計画においては総個体数を基準とすることも認めているが、これは本案の趣旨を逸脱する行為を助長し、過度の捕獲を招く恐れがあるため削除すべきである。	個体数や捕獲数の変動をモニタリングし、個体数が減少に転じた場合は捕獲上限割合を下げる等の対応をすることを記載しているため（19ページ22-24行目）、過度な捕獲が行われることはないと考えことから、原案のままとします。
57	19, 21	17-21、1	生息地の減少を目標とすることは鳥獣保護管理法の趣旨に抵触するのではないか。	「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」において、鳥獣の管理とはその生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させることと定義しています。
58	21	表Ⅱ-2	個体数水準と捕獲上限割合について、都道府県に周知徹底すべきである。	本ガイドラインにて周知を図ります。 18ページ（2）個体数水準をもとにした個体群管理に「以下で示す個体数水準の基準となる個体数や捕獲上限割合は目安であり、各地域でモニタリングを行い個体群の状況や動向に即した基準を設ける必要がある。」を追記します。
59	22	2-5	「地域個体群の状況あるいは計画の目的に合わせ、項目は適宜追加するとよい。」と記載されているが、本案の趣旨を逸脱し、保護の観点の後退した追加事項は無効であることを明記する必要がある。	特定計画の記載事項については、鳥獣保護管理法、施行規則、基本指針にその他事項を定めることを認めています。
60	22	25-28	「鳥獣保護管理法第14条に規定する第二種特定鳥獣にかかる特例」について都道府県知事が権限を濫用できないように特例事項を限定する必要がある。特に、春グマ駆除と称して恒常的にこのような行為を行っている法規を逸脱した自治体がある。	ご意見は今後の参考とさせていただきます。春グマを評価する上での十分な知見がないことから、今後とも情報収集に努めます。
61	23	図Ⅲ-1	環境省は各都道府県がガイドラインの内容を十分理解できるよう助言・指導すべきである。	特定計画策定は都道府県によるものです。特定計画策定に係る技術的助言を行うとともに、特定計画策定に係る人材育成等の支援について、今後とも国で行なっていきます。
62	24	1	クマ類を捕獲することで生計を立てている人はほとんどいないため、生物資源の持続的利用の一環と考えるのはおかしい。	生物資源の文言は外します。ただし、狩猟鳥獣であること、またクマ類の個体の存在から得られる価値（例えば、海岸に出て来るヒグマを船上から観察する観光等）もあることから持続的利用の表現は残します。
63	24	23	コア生息地に人が入山する場合は十分な注意喚起をすべきである。	コア生息地においても、人によるレクリエーションの場として利用されている場所があります。クマ類の生息地における立入り者の心得について普及啓発が重要であることからⅢ.10.(2)に、普及啓発の項目を追記します。
64	24	28-29	「長期にわたる個体群の安定的な存続を確保するために、捕獲数の管理を行う必要がある」と書いてあるが、ここでは生息地の管理、復元を行うとした方がよい。	「2. 計画策定の目的及び背景（基本的な考え方）」の序文には、クマ類の保護・管理においては、個体群管理、生息環境管理、被害防除対策等を実施すべきと記載しています。指摘箇所は「（1）個体群管理」の項であるため、原案のままとします。
65	24	32-38	警察と連携し、無秩序な山菜採りは規制すべきである。	森林窃盗罪の判断及び取締りにかかることについては、管轄機関に委ねたいと思います。森林レクリエーション活動者とクマ類との軋轢については、クマ類の生息地における立入り者の心得について普及啓発が重要であることからⅢ.10.(2)に、普及啓発の項目を追記します。
66	24, 30	38, 31	問題個体の定義を明確にすべきである。	24ページ7行目に初出する「問題個体」に対し、注釈を追加します。
67	25	6-19	捕獲上限数を設定し、それを守ることを徹底すべきである。	捕獲上限割合は、個体群管理を行う際に設定する目安です。特定計画の改定時に行う個体群のモニタリングの結果を元に評価を行い順応的な対応を行うこととしています。16ページに「以下で示す個体数水準の基準となる個体数や捕獲上限割合は目安であり、各地域でモニタリングを行い個体群の状況や動向に即した基準を設ける必要がある。」を追記します。
68	25	21	生息環境管理が最も重要であるため、生息環境管理を初めに記載すべきである。	生息環境管理、個体群管理、出没抑制・被害防除対策の順に修正します。
69	25-26, 31, 45	21-8, 2, 表Ⅳ-4	生息地管理は重要であり、コア生息地の環境管理において目標設定し、人工林率を下げる必要がある。	生息環境整備における目標設定は、各々の地域の実情に応じて各都道府県により設定されるものであること、人工林においても生息環境の整備を行うことができることから、本ガイドラインにおいては人工林比率といった単一の指標にかかる目標数値の提示は行いません。
70	26	35-37	生息地（地域個体群等）は都府県の境界を越えて分布している場合は「関係都府県や市町村で広域的に保護管理を行う。」と明記すべきである。	広域的に保護・管理を行うことが望ましいが、現状で実施できる体制にない地域もあることから、原案のままとします。

意見No.	頁	行	意見	回答
71	27	5-8	都道府県内に複数の保護管理ユニットが存在する場合の方針について都道府県に周知徹底を図りたい。	Ⅲ.1に同一都道府県に複数の保護管理ユニットが存在する場合について記載をしています。本ガイドラインを通じ、都道府県への周知を行います。
72	28	表Ⅲ-3	「月別捕獲実績」を「月別捕殺実数」とすべきである。	「月別捕獲【数】」に修正します。
73	28	表Ⅲ-3	錯誤捕獲の防止として、クマ生息地ヘシカやイノシシの箱わなを設置しないこと、誘引物に米ぬかを使用しないことを銘記すべきである。	31ページを「捕獲と並行して錯誤捕獲を防止するための【手法の検討（わなの設置地点の選定や設置方法、誘引餌の種類等）及び】普及啓発が【重要です。】」と修正し、錯誤捕獲の対応について示した「クマ類の保護管理に関するレポート（平成26年度版）」を参照のこととしました。また、注釈に「個体の捕獲または殺傷に際しては、鳥獣保護管理法第9条第1項の許可を得なければならないことに留意すること。」を追記します。
74	28	表Ⅲ-3	表中の生息環境→植生→「検討すべき項目」について、スギ・ヒノキ人工林を減少させることも検討課題に入れるべきである。	検討すべき項目（課題）について、「クマ類の生息に重要な森林植生の現状と【改善点】」に修正します。
75	30	1-13	「推定生息数を計算する際は、目撃数や捕獲数などの一つのデータや情報に偏らず、狩猟者や住民の意識調査、生息地の植生環境の状況などデータをみて総合的に計算する」というような内容を入れるべきである。	個体数の推定については、「Ⅳ.3. モニタリング及び施策へのフィードバック」の項で記載しています。表Ⅳ-10の「総捕獲数の管理」において、実施施策の把握のために収集する項目として「個体数の指標となるデータ」を追記します。
76	30	24	人間活動を優先する地域の周辺において、狩猟・個体数調整により出没の抑制を図ることに加えて、「保護捕獲して山奥へ放獣」することも記述すべきである。	捕獲後に放獣することも含めるため、30ページを「狩猟・【許可捕獲】により出没の抑制を図ることも必要となる。ただし、【許可捕獲のうち】個体数調整目的の許可捕獲は、…」と修正します。
77	30, 31, 33-42		人間が野生動物の数を調整するという考え方そのものが誤っている。ワイルドライフマネジメントの概念を断ち切って、日本古来からやってきた方法を基に人間と野生動物との付き合い方を考えるべき。日本は古くから、シシ垣をつくるなどして野生動物と人間の棲み分けを長い歴史の中でやってきた。動物を殺さず、棲み分けをおこなう、これが日本に最も合った野生鳥獣との向き合い方である。	ご意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
78	30, 31, 33-42		本来のクマの生息地にある広大なスギやヒノキの人工林地帯を広葉樹林化していくために、具体的な案を提示すべきである。	ご意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。ゾーンごとの生息環境管理に関しては44, 45ページに記載しています。
79	31	2	環境省が生息管理策定に膨大な税金と時間と手間とをかけるのであるから、本気で都道府県を指導、監督することを任務としなければ意味はない。上っ面だけでカラ回りの様相を呈している。虚しい。狭い我が国の国土、生態系、自然環境の真の豊かさがひとたび失われてしまえば経済などで補えるものではない。もう切羽詰まったところに来ています。私たちの国は私たちの子孫からの借り物です。未来の人たちもこの国で生きていきたいのです。どうかどうか真の共存を図ってくださるようお願いして止みません。	ご意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
80	31	15	「クマ類の排除をする際に銃器を用いることで」の文を「脅し銃を用いたり、犬などで追い払う」と修正する。	クマ類の排除をする際に銃器【や犬】を用いることで、に修正します。
81	37		「国の支援・助言」に「指導・チェック」を追加すべきである。	自治事務として特定計画の策定主体は都道府県知事であり、国は助言・支援を行う役割となっていることから、原文のままとします。
82	40, 41, 42		ゾーニング管理をどこまで地域で行うのかが不明瞭である。排除地域や防除地域を設定するのであれば、柵を設置するなど明確なラインが見えるようにする必要がある。	ご意見として承ります。クマ類の保護・管理に対して実効性あるゾーニング管理としていけるよう、Ⅳ.1.(1)にて、ゾーニング計画の策定に際して、クマ類の保護・管理に携わる関係者間で意見交換する等して合意形成を図り設定を進めて行くことの必要性を記載しています。
83	41	6	コア生息地間の連続性を維持・確保するために、どのように配慮すべきかを記載する必要がある。	37ページに「また、コア生息地が分断される可能性があることから、コア生息地間の連続性を維持、確保できるよう緑の回廊等を設定するなど配慮が必要である。」と追記します。
84	44	13-24	捕獲は排除地域・防除地域に限定することを明記すべきである。	クマ類の地域個体群の維持・保全と、クマ類との軋轢軽減・回避を行う上で、ゾーンごと判断が必要となります。その上で、緩衝地帯は狩猟等の人間活動により人間とクマ類の空間的・時間的棲み分けを図る地域であるとしています。

意見No.	頁	行	意見	回答
85	44	27	堅果類が凶作だった場合に備えて体制強化の具体案を明記すべきだ。例えば、里山のドングリを食べに来るのを許容するとか、都会の公園で集めたドングリを山に運ぶとか。	ここで示す対応マニュアルの作成や体制整備については、例えば市街地出没時の対応をあらかじめ関係者間で取り決めておくといった備えを示しており、各々の地域に応じた備え方を調整していただければと思います。なお、市街地出没への対応事例については先進的な事例は保護管理レポート等でこれまでも取り上げて各都道府県等に紹介をしています。 なお、都会の公園で採取したドングリを山に運ぶ案については、野生動物は愛玩動物ではないこと、給餌を行うことは自然のバランスを失わせることにつながりかねないこと、植生の遺伝的多様性をかく乱することから、行うべき手段ではありません。
86	46	表Ⅳ-5	コア生息地の対応策においては、クマによる人身事故が立て続けに起きた場所や、マナーの悪い登山客や観光客が増えている場所に人を立ち入らせないようにすべき。	ご意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。なお、クマ類の生息地における立入り者の心得について普及啓発が重要であることからⅢ. 10. (2)に、普及啓発の項目を追記します。
87	47	表Ⅳ-6	コア生息地で絶対に捕殺してはならないようにすべきである。	クマ類の地域個体群の維持・保全と、クマ類との軋轢軽減・回避を行う上で、ゾーンごとの判断が必要となります。その上でコア生息地については、基本的に捕獲を行わないゾーンとして鳥獣保護区が設定されている等、狩猟等を行わない区域に設定するようにしています。
88	50	2-8	生息域における人身事故については基本的に人間側の自己責任とすべきである	クマ類の生息地における立入り者の心得について普及啓発が重要であることからⅢ. 10. (2)に、普及啓発の項目を追記します。
89	50	16-26	人身事故時の対応について、加害個体の特定につながるサンプル採取は重要である。人違いならぬ「熊違い」を起こさぬようにDNA検査を行う必要がある。問題個体ではないクマを捕殺している可能性がかなりある。	ご指摘の意見の趣旨を含め、50ページ19～21行目に、「加害個体の特定につながるサンプルを可能な限り採取し分析すること」が、「捕獲等の対応を継続すべきか等」に役立つことについて記載をしています。
90	52	3-15	自然増加率が低いと記述されているが、P. 19, Q. 10～16に記載されているクマの自然増加率15%の記述と整合性がない。	「自然増加率も低いことから」を削除します。
91	52, 53, 54	3-15, 2-5&34-38, 2-5	放獣に関しても、複数の自治体をまたいで対応する体制を整備すべきである。	「Ⅳ. 2. 広域的な保護管理」のメリット（放獣の体制を整備しやすい）の部分で記載済みです。 なお、放獣については地域住民からの理解を得ることも重要であることから、Ⅲ. 10. (2)にクマ類の保護管理に関する普及啓発の項目を追記します。
92	53	24-31	保護管理ユニットごとに生息数を推定し、計画を策定する場合は、各都道府県単位での捕獲上限数の設定は必要ない。	保護管理ユニットの個体数水準に応じた管理を推奨しており、複数の都府県にまたがる保護管理ユニットが設定されている場合においては、個体群管理においても広域的な連携を図り対応することを記載しています。現に西中国や東中国等の保護管理ユニットの管理において連携が進められています。
93	53	8-16	生息数を推定する場合は、保護管理ユニットごとに実施すべきである。	複数の都府県にまたがる保護管理ユニットが設定されている場合においては、モニタリングにおいても広域的な連携を図り対応することを記載しています。現に西中国、東中国等の保護管理ユニットにおいて府県間の連携が進められています。
94	53	8-16	生息数推定は、行政が協力して同一手法を採用しても、それが正確性に欠ける手法であれば却って保護管理にはマイナス効果となるため手法採択には注意が必要である。	「Ⅳ. 3. (3) 個体群のモニタリング方法」の中で方法を検討する際に注意すべき点を示しているため、53ページ17行目にリンクを追記します。
95	53	19-22	社会的理解について、「出没対応や捕獲に対する社会的理解が得やすくなる。」→「出没対応や捕獲後の放獣に対する社会的理解が得やすくなる。」に変更すべきである。	捕獲個体への対応は53ページ19行目に示した通り「追い払い、捕殺、放獣等」が考えられるため、原案のままとします。
96	54	8-19	(3) 個体数水準に応じた広域的な保護・管理の考え方について、コア生息地に十分にクマが生息していることが重要である。特に、棲み分けを成功させるためには、コア生息地でクマの生存を保証できる状態であればならない。コア生息地も含めまんべんなく調査地点を配置し、各ゾーンのクマの生息数を調べる必要がある。	ガイドラインの全体を通して、コア生息地に健全にクマ類の個体群が保全されていることが前提となっていることを示しています。また、調査方法についても58ページに記載しています。
97	54	18	目撃情報は人側のバイアスがあるため、コア生息地のモニタリングには不向きである。	{…目撃等の情報を共有【するとともに】、コア生息地において…}と修文します。



意見No.	頁	行	意見	回答
98	54	18-19	コア生息地においてクマ類の密度が十分に担保されているかモニタリングする必要がある。棲み分けを成功させるためには、コア生息地でクマの生存を保証できる状態でなければならない。	ご意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
99	58	2-14	指標設定や情報収集に際しては、特定の考えや手法に固執することなく広く意見を聞くことが重要である。	58ページに「方法を検討する際は、専門家の助言を受けることが望ましい」と記述しています。
100	58-60		個体群のモニタリング方法について、通常業務で収集可能なモニタリング項目だけでは、高精度な個体数推定はできない。捕獲数が増えると生息数が増えるような手法は採用すべきでない。	捕獲数のみを用いた個体数推定の記載は削除し、捕獲数に加えて、生息密度を反映する指標や目撃・出没件数、捕獲再捕獲情報、ブナ科堅果の豊凶データ等の情報を用いて推定する必要があることを追加記載します。
101	59	10	果類の豊凶データに加えて、春の山菜、下層植生の消失度、ナラ枯れ、昆虫量、熊糞、爪痕、冬眠穴を追加すべきである。	堅果類の豊凶データは調査手法が確立されており、クマ類の出没やそれに伴う捕獲数に関連する指標となりえるが、提案されている調査については調査手法が確立されていなく個体数推定に活用できるモニタリング項目とはいえないため、原案のままとします。
102	60	1-6	階層ベイズ法については、兵庫県、岡山県、京都府、岐阜県、長野県で同手法が採用されているが、いずれも捕獲数が増えると生息数が増える、成獣数比率を算出できないという致命的欠陥を有した推定方法であるので、デメリットに記載する。無暗な捕殺を推進する手段として採用される可能性がある。	捕獲数のみを用いた個体数推定の記載は削除します。「捕獲数+その他の情報」の注釈(※31)において精度を向上させるためのポイントを加筆し、「捕獲数に加えて生息密度を反映する指標、目撃・出没件数、放獣数、人為死亡数、放獣・捕獲個体の標識再捕獲法、ブナ科堅果豊凶データ等を用いることで、捕獲数のみの推定よりも精度が向上する。コア生息地のデータを収集することで、コア生息地のモニタリングも可能となる。」と修文します。
103	62	2-12	「問題個体以外の個体を捕獲することは軋轢の軽減につながるだけでなく、それらの捕獲数が増加することはクマ類の個体群の保全に負の影響を及ぼす」で指摘している通りであることから、春クマ猟は全面的に禁止するべきである。	春クマ猟の評価に関する知見が十分でないことから、今後とも情報収集に努めます。
104	62	16-24	柿の木の伐採を行う際、所有者が不明であっても強制的に伐採可能となるよう条例制定を図る必要がある。	各地域の実情に応じた生息環境管理を行うものとして周知を図ってまいります。
105	62	16	「拡大」を「近づいている」に修正すべきである。	「拡大し【近づい】ている」に修文します。
106	63	1-5	参考文献を省略すべきでない。	引用が可能となるよう掲載を行います。